

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 条例又は規則名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|-------------------------------|--------|------|
| 盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第7条の2第1項 | 工事店の指定 | 給排水課 |

- 1 審査基準は、盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第7条の3第1項に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。